

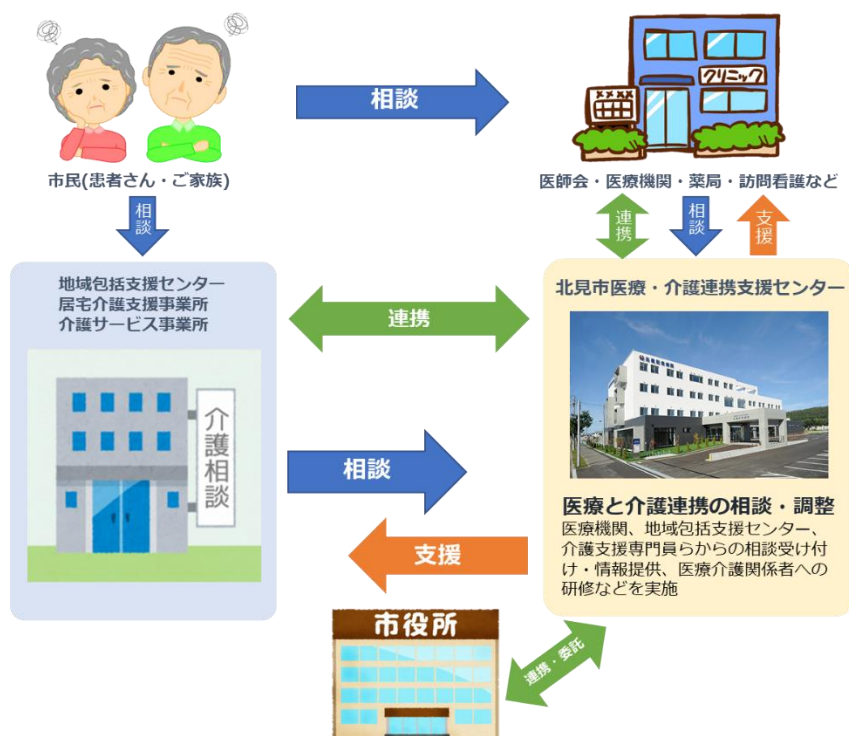
北見市医療・介護連携支援センターをご活用ください

北見市医療・介護連携支援センターとは

北見市では 2025 年には高齢化率が 36%に達します。認知症高齢者や高齢単身世帯のほか、医療と介護の両方のサービスを必要とする人の増加が予測されます。要介護状態になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療と介護の知識を有するコーディネーターを配置した、医療と介護の連携推進を目的に、令和元年 6 月より北見市医療・介護連携支援センターが設置されました。

主な業務は、①医療・介護連携に関する相談支援、②地域の医療・介護の資源の把握、③医療・介護関係者の情報共有の支援、④医療・介護関係者の研修、⑤地域住民への普及啓発、を中心に医療面から地域包括ケアを支える拠点の一つとして中立、公正に活動します。(北見市における介護保険法「在宅医療介護連携推進事業」の運営委託業務です)

北見市医療・介護連携支援センターの位置づけ



北見市医療・介護連携支援センターが行う業務

① 医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの医療・介護連携に関する相談を受け付けます。また、必要に応じ、地域の医療関係者と介護関係者との連携の調整を行うほか、患者や利用者又は家族の要望を踏まえ、地域の医療機関や介護事業者等の紹介を行う体制をつくりまします。市民からの直接の相談は地域包括支援センターや医療機関等へお願いします。

②地域の医療・介護の資源の把握

これまでに市が把握している情報と合わせ、リスト又はマップを作成するほか、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護サービスが一体的に提供される体制の構築に向け、入退院時支援・平常の療養支援・看取り支援などについて具体的な取り組みを企画・立案します。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

すでに運用している北見市入退院連絡ルールや新たな情報共有ツールを検討・整備する等、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

④医療・介護関係者の研修

多職種でのグループワーク等の研修のほか、医療関係者を対象とした介護に関する研修や、介護関係者を対象とした医療に関する研修等を行います。

⑤地域住民への普及啓発

在宅医療や医療・介護連携に関する講演会の開催のほか、パンフレットの作成・配布等により、在宅医療や医療・介護連携について、市民の理解が高まるよう取り組みまします。

具体的な活動

- ◆ 在宅医療を阻害する肺炎や尿路感染など軽度の急病患者的入退院や療養場所などの実態を把握し、在宅療養患者が入院可能な医療機関との受け入れルールづくりを行います。
- ◆ 市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、医療機関への相談依頼方法についての課題を聴取し、医療機関に対する連絡調整の方法に関する研修を行うとともに、医療機関からのヒアリングを行い、連絡調整のルールづくりと連絡率向上へ向けた取り組みを実施します。
- ◆ 市内の介護保険施設等に対し、重度利用者の受け入れに関する課題等を調査し、医療機関や介護支援専門員らとともに施設サービスを始めた居宅サービスの受け入れ量の拡大を図り、在宅医療者増に対応する仕組みを構築します。
- ◆ 本人の希望する人生最終段階のあり方が選択されるよう、終末期における医療処置の可否是非について、自ら判断できなくなった場合に備え、あらかじめ家族と話し合う機会が持てるよう啓発活動を行います。

北見市医療・介護連携支援センター

〒090-0837 北見市中央三輪 2 丁目 302-1

医療法人社団高翔会 北星記念病院内

電話(直通) 0157-51-1244 FAX 0157-51-1230

mail: tatehisa.seki@nouge.gr.jp 担当:関・藪中

開設時間:月曜日から金曜日 8:30~17:00 (水曜午後は電話対応のみです)

北見市医療・介護連携支援センターの Q&A

Q1 相談は誰でもできますか？

在宅医療と介護の連携推進を目的としていますので、医療・介護保険等の関係者からの在宅医療に関する相談に対応します。一般市民の方は、地域包括支援センターやケアマネジャーさんへご相談ください。

相談対象の方は、医療機関のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなどの介護サービス事業所の方となります。

Q2 利用者が北見市外の方であっても相談して良いのでしょうか？

原則は北見市民の方の相談に対応します。なお、在宅医療介護に関する一般的な相談については特段の制限等はありませんので、お気軽にご相談下さい。

Q3 相談はどのような方法で行えばいいですか？

センターにはスタッフが常駐していますので、お電話でご連絡頂くか、窓口でも相談をお受けします。

Q4 相談料などはかかりますか？

相談対応を含めた全てのサービスは無料となっていますので、安心してご利用下さい。

Q5 受診中の患者さんで気になる方がいるのですが、相談してよいのですか？

受診中の方で介護保険未申請、独居、認知症など日常生活で気になる方がいらっしゃる。または介護保険制度のことで知りたいことがあるなど、内容によって適切な支援窓口につながるようサポートします。

Q6 訪問看護など医療系サービスを利用したいが、考え方などの相談はできますか？

医療機関の医師や看護師への相談内容や方法について不安な方の相談にも対応します。医療と介護の橋渡し役となり支援します。

Q7 個別のケースについての相談もできますか？

個別ケースの直接の対応は、地域包括支援センターやケアマネジャーの皆さんとなりますが、医療に関わる事についての相談などはお受けできますので、お気軽にご相談下さい。

北見市医療・介護連携支援センター

〒090-0837 北見市中央三輪 2 丁目 302-1

医療法人社団高翔会 北星記念病院内

電話(直通) 0157-51-1244 FAX 0157-51-1230

mail: tatehisa.seki@nouge.gr.jp 担当:関・藪中

開設時間:月曜日から金曜日 8:30~17:00 (水曜午後は電話対応のみとなります)